

総量規制基準（案）に対する意見及び県の考え方  
 (化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）)

○ パブリック・コメント（意見募集）について

1. 意見募集の根拠

香川県パブリック・コメント手続実施要綱第2条第1項

2. 意見募集期間

平成23年9月30日(金)から平成23年10月20日(木)までの期間

3. 募集方法

①県ホームページ

②県の機関（環境管理課、県民室、各県民センター、各保健福祉事務所、小豆総合事務所）  
 における縦覧・配布

4. ご意見とそれに対する県の考え方

〈ご意見の提出者数〉

個人 1  
 企業 0  
 団体 0  
 合計 1

〈提出されたご意見の数〉

その他 1 件  
 合計 1 件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
1. その他 規制基準の表の中の、業種や備考の欄に下線が入っている項目があるが、どのような意味か不明だ。	前回の基準から改正を行った箇所ですが、注釈等の説明を入れておらず、分かりにくい表現となっております。 最終の告示の際には、下線は除くようにします。